

富山県文化審議会委員公募のお知らせ

令和7年10月3日
富山県生活環境文化部文化振興課

募集期間 令和7年10月3日（金）～令和7年10月24日（金）

【公募の趣旨】

このたび、県では、「富山県民文化条例」に基づく「富山県民文化計画」を改定するため、「富山県文化審議会」を設置いたします。幅広く県民の皆様のご意見をお聴きし、新たな富山県民文化計画に反映させるため、委員の一部を下記のとおり募集いたします。

【募集の概要】

- 1 募集人数** 1名（公募以外の委員を含めた委員総数は、13名程度を予定しております。）
- 2 審議事項** 新たな富山県民文化計画の策定について
- 3 任期** 令和7年11月15日から令和9年11月14日まで（2年間）
- 4 開催回数** 年1～2回（1回の開催時間は、1時間30分から2時間程度です。）
- 5 謝礼など** 審議会に出席いただいた場合には、県が定める謝礼（1回につき12,000円を予定）及び交通費をお支払いします。
- 6 応募申込書の入手方法**
 - （1）次の場所で配布しています。
 - ＜富山県庁＞正面窓口及び県文化振興室芸術振興課（県庁南別館3階）
 - ＜県立文化ホール＞富山県民会館、教育文化会館、高岡文化ホール、新川文化ホール
 - （2）富山県ホームページから応募要領、応募申込書様式をダウンロードできます。
《富山県ホームページ（<https://www.pref.toyama.jp/>）⇒魅力・観光・文化⇒文化⇒芸術文化⇒富山県文化審議会委員の公募のお知らせ》をご覧ください。
 - （3）郵送をご希望の場合、県庁文化振興室に電話、FAX、e-mail（裏面の「お問合せ先」参照）にてご連絡ください。

【応募要領】

1 応募資格

次の（１）～（５）のすべての要件に該当する方とします。

- （１）富山県内にお住まいの方
- （２）国若しくは地方公共団体の議員でない方
- （３）常勤の公務員でない方
- （４）富山県から他の審議会等の委員を委嘱されていない方
- （５）「富山県文化審議会」に出席できる方
（会議は、年１，２回程度、平日、県庁周辺の会議室で開催予定です。）

2 応募方法

（１）申込手続

次の書類を県庁文化振興室に提出してください。

（メール、郵送、FAX、持参のいずれでも結構です）

なお、提出された書類はお返ししませんので、あらかじめご了承ください。

ア **応募申込書**（必要事項をご記入願います。）

イ **レポート**（任意様式、800字以内）

文化芸術の振興に関して、以下の３つのテーマの中からいずれか１つを選び、その内容について記述してください。

- ・社会における文化芸術の役割
- ・子どもたちが文化芸術に親しむための方策
- ・県内の文化資源（文化財、伝統行事、文化施設等）の活用策

（２）受付期間

令和7年10月3日（金）～令和7年10月24日（金）

《持参の場合》 期間中の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。

なお、土曜日、日曜日及び祝日は閉庁のため受け付けいたしません。

《郵送の場合》 10月24日までの消印があるものに限り受け付けます。

《メール、FAXの場合》 受信日時が10月24日までに受信したものに限り受け付けます。

3 選考方法

応募申込書及びレポートにより選考を行います。

4 選考結果の通知及び開示

（１）通知 令和7年11月上旬までに、本人あてに結果を通知します。

（２）開示 応募者本人が希望される場合、次のとおり開示します。

- ① 開示請求者 本人に限る。
- ② 開示内容 本人の「総合得点」と「順位」
（総合得点は、応募申込書及びレポートによる得点の合計です。）
- ③ 開示期間 上記(1)の発送日から1か月間
- ④ 開示場所 富山県生活環境文化部文化振興室内
- ⑤ 請求に当たって必要な書類
運転免許証、マイナンバーカード、旅券など顔写真付きの証明書であって、開示請求者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている本人確認書類
- ⑥ その他 郵送、メール等による開示請求はできません。

【お問合せ先】

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県生活環境文化部文化振興室芸術振興課

電話：076-444-4574（直通） FAX：076-444-4438

e-mail：abunkashinko@pref.toyama.lg.jp